二　平成三十年十月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車枠及び車体の主要構造の車両転覆時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

第十八条第一項第二号中「これらの者の用に供する車室（以下「」及び「」いう。）」を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第九百六十八号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年八月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「及び第六項」を「、第六項及び第七項」に改める。

第三条第一号中「第八条第三項」の下に「、第十八条第七項」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第九百六十九号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第五条第一項の規定に基づき、装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年八月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示

装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の一部を次のように改正する。

別表中

「
第二条第六号の四の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	第百二十七号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

」を

「
第二条第六号の四の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	第百二十七号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の五の車両転覆時の乗員保護装置	第六十六号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○			○	○	○		○	○	○		○		○		○		○	○

」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第九百七十号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第七条の二第一項の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第一項の運送引受書の記載事項を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第七百六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十一月一日から施行する。

平成二十八年八月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

第二条中第十五号を第十六号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十　法第九条の二第一項の規定により届け出た運賃及び料金を基に算定した当該運送に係る運賃及び料金の上限額及び下限額

○国土交通省告示第九百七十一号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年八月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する告示

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）の一部を次のように改正する。

第二章2⑵中「であって、雇い入れの日」を「（貸切バス以外の一般旅客自動車運送事業の事業用自動車（以下「一般旅客自動車」という。）の運転者として新たに雇い入れた者又は選任した者にあっては、雇入れの日」に、「ない者（」を「ない者に限り。」に、「もの」を「者」に改める。

第二章4⑵中「であって雇い入れの日」を「（貸切バス以外の一般旅客自動車又は特定旅客自動車の運転者として新たに雇い入れた者であって、雇入れの日」に、「ない者（」を「ある者及び」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年十二月一日から施行する。

○東北地方整備局告示第百八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之